自主行動基準検討部会について

**資料４－３**

１．自主行動基準について

・自主行動基準とは、事業者（事業者で構成される団体を含む。以下「事業者等」という。）が、法令の遵守はもとより商品及び役務等の品質等に関する広告などの表示方法や商品等に関する情報の開示・提供方針など、自らが遵守すべき経営方針等を具体的に策定するもの（消費者保護条例第12条第１項）。

・事業者等は、自主行動基準を策定しようとするときは知事に届出を行い（同条第２項）、知事は、その内容が条例第12条第１項に規定する目的に適合すると認めるときは公示しなければならない（同条第４項）。

なお、公示したときは、併せて府消費生活センターのウェブサイトに掲載する。

２．部会の職務

・事業者等から届出があった自主行動基準の内容が条例第12条第１項に規定する「消費者の利益の擁護及び増進を図る」目的に適合するか、また、適合しない場合はどのように改めることにより適合するかを審議する。

３．部会の組織

消費者保護審議会（以下「審議会」という。）の中に設置（審議会規則第17条）

・部会委員：審議会委員の中から審議会会長が指名

・部会長：審議会会長が部会委員の中から指名

４．平成２１年度以降の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 部会開催回数 | 主な審議内容等 |
| ２１ | ３ | ・届出、相談のあった事業者の自主行動基準 |
| ２２ | ２ | ・届出、相談のあった事業者の自主行動基準  ・大阪あんしん賃貸支援事業の居住者支援団体向けモデル自主行動基準 |
| ２３ | １ | ・大阪まちまるごと耐震化支援事業者向けモデル自主行動基準 |
| ２４ | ２ | ・太陽光パネル設置普及啓発事業の販売店向けモデル自主行動基準 |
| ２６ | １ | ・届出、相談のあった事業者の自主行動基準 |

　※２５年度、２７年度、２８年度・２９年度は実績なし